

議第9号議案

LGBTの理解促進と性差別解消を目的とした法制度の策定を求める  
意見書

LGBTの理解促進と性差別解消を目的とした法制度の策定を求める意見書を、  
ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月15日

提出者 ふじみ野市議会議員

足立 志津子

賛成者 ふじみ野市議会議員

伊藤 初美

新井 光男

塚越 洋一

床井 紀範

ふじみ野市議会

議長 西 和彦 様

## L G B Tの理解促進と性差別解消を目的とした法制度の策定を求める 意見書

近年、L G B Tの社会生活及び人権に関する問題への社会的注目が高くなっています。

国内の法整備の遅れにより、制度上の不備等により不利益を被る事例が社会的に問題となっており、L G B Tが抱える困難の例として、子ども・教育、就労、医療、社会保障・公共サービスの各分野においての報告がされており、その中には、個人の人格を否定するものから、採用・昇進などでの不利益取り扱い、公共サービスを受けられないなどの課題があります。

国会においては、平成27年3月には、L G B Tへの差別をなくすため、法的課題について検討する超党派の国会議員有志による「L G B Tに関する課題を考える議員連盟」が発足したものの、未だ法制化には至っておらず、問題の解決を遠ざけている状況です。

L G B Tの権利の保護は、世界的にも国連における世界人権宣言及び国際人権条約並びに国際人権法において確立されています。我が国においては、憲法13条に規定される個人の尊重並びに幸福追求権の保障するところです。

また、国際オリンピック委員会が定めたオリンピック憲章においても、「権利及び自由は、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」と明確に掲げられています。

よって、政府においては、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 社会制度上において性的指向又は性自認の差異によって不公平や不利益が生じる事のないよう法整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）